

#### [事案 21-86] 災害死亡保険金請求

- ・平成 21 年 11 月 16 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 12 月 2 日 申立不受理決定

##### < 事案の概要 >

平成 20 年、被保険者（夫）が散歩に出た後、行方不明となり、7 ヶ月後に河川内で白骨化した頭蓋骨が発見され、死亡解剖の結果、死因は不詳とされた。

そこで、死亡保険金を請求したところ、普通死亡保険金は支払われたものの、川への転落状況が不明であり、約款上の「不慮の事故」とは認めがたいとの理由で、災害死亡保険金が支払われない。行方不明になった当日は警戒値を超える集中豪雨があり、河川の増水により流されて死亡した可能性が高い。これは「不慮の事故」による死亡に当たるので、災害割増特約等にもとづき災害死亡保険金を支払って欲しい。

##### < 不受理の理由 >

本件は、事実認定が著しく困難な事案であり、証拠書類も乏しいことから、訴訟におけるような厳密な証拠調手続をもたない裁定審査会の審理手続にはなじまず、公正な判断を行うためには、裁判所における訴訟等の手続きで解決を図ることが適切であり、当審査会において裁定を行うことは適当ではないと判断し、生命保険相談所規程第 32 条 1 項(5)を適用して不受理とした。